

4. 事後調査の計画について

事後調査報告書は、予測した項目ごとに調査が完了した後、速やかにまとめるものとする。

これまでの環境影響評価手続きの状況および許認可等の状況は、それぞれ表 4-1、表 4-2 に示すとおりである。

事後調査報告書の提出時期及びその内容は、表 4-3 および表 4-4 に示すとおりである。

なお、同表について変更はない。

また、千客万来施設 2 の計画が未定であるため、今後、明らかになった段階で報告する。

表 4-1 環境影響評価手続きの状況

項 目	提出年月日	備 考
環境影響評価書	平成 23 年 7 月 29 日	—
着工届	平成 23 年 8 月 22 日	—
事後調査計画書	平成 23 年 8 月 22 日	—
変更届（第 1 回）	平成 23 年 11 月 30 日	①仮設中温加熱処理プラントの諸元の変更 ②洗浄処理の前処理方法の統一 ③仮設土壌処理プラントの配置及び規模の変更 ④仮棧橋の廃止
変更届（第 2 回）	平成 24 年 3 月 27 日	①汚染土壌の掘削方法の変更
事後調査報告書 （工事の施行中その 1）	平成 24 年 7 月 4 日	—
変更届（第 3 回）	平成 24 年 10 月 23 日	①汚染地下水処理方法の変更
変更届（第 4 回）	平成 24 年 12 月 7 日	①高細粒分土壌の処理 ②工事用車両の走行台数の変更
変更届（第 5 回）	平成 25 年 2 月 15 日	①汚染土壌処理方法の変更
変更届（第 6 回）	平成 25 年 3 月 1 日	①工事予定期間及び供用開始予定の延伸 ②掘削土量の増加 ③汚染土壌処理土量の増加 ④場外搬出する高細粒分土壌・洗浄残渣の一部について夜間搬出への変更 ⑤一部の盛土について場外搬出処理への変更 ⑥土壌汚染対策工事の一部夜間作業への変更 ⑦液状化対策工法の変更 ⑧建設廃棄物発生量の増加 ⑨工事用車両の走行台数の変更
変更届（第 7 回）	平成 25 年 5 月 7 日	①盛土部の埋戻し方法の変更
事後調査報告書 （工事の施行中その 2）	平成 25 年 7 月 25 日	—
変更届（第 8 回）	平成 25 年 9 月 6 日	①建築計画の変更 ②熱源施設の配置計画の変更 ③土壌汚染対策計画の変更
変更届（第 9 回）	平成 25 年 11 月 18 日	①地下水管理における工種の変更 ②一部土壌の場外搬出処理への変更
変更届（第 10 回）	平成 26 年 2 月 14 日	①土壌汚染対策工事の工期の変更 ②建設廃棄物発生量の増加
事後調査報告書 （工事の施行中その 3）	平成 26 年 7 月 24 日	—
変更届（第 11 回）	平成 27 年 3 月 31 日	①建築計画の変更 ②エネルギー計画の変更
事後調査報告書 （工事の施行中その 4）	平成 27 年 7 月 21 日	—
変更届（第 12 回）	平成 29 年 8 月 10 日	①土壌汚染対策計画の変更 ②施工計画の変更 ③供用の計画の変更（供用開始予定時期の変更）

項 目	提出年月日	備 考
変更届（第 13 回）	平成 29 年 10 月 27 日	①建築計画の変更（製氷機棟の増築） ②熱源施設の配置計画の変更 ③施工計画の変更 ④「悪臭」に係る環境保全のための措置の変更（卸・仲卸売場等への排気口のフィルタ設置計画の変更）
事後調査報告書 （工事の施行中その 5）	平成 30 年 1 月 19 日	—
事後調査報告書 （工事の施行中その 6）	平成 30 年 8 月 30 日	—
事後調査報告書 （工事の施行中その 7）	平成 31 年 2 月 21 日	—
変更届（第 14 回）	平成 31 年 2 月 28 日	①建築計画の変更（千客万来施設（駐車場棟）の先行整備） ②車両出入口の変更 ③施工計画の変更 ④工事予定期間
変更届（第 15 回）	令和元年 6 月 3 日	①建築計画の変更（5 街区千客万来施設用地一部における場外マルシェ（暫定施設）の整備） ②施工計画の変更
事後調査報告書 （一部供用開始後）	令和 2 年 2 月 2 日	—
事後調査報告書 （千客万来施設工事の 施行中その 1）	令和 2 年 9 月 24 日	—

表 4-2 許認可等の状況

項 目	根拠法令	手続き年月日
開設の許可	卸売市場法第 8 条	—
都市計画の決定	都市計画法第 18 条	平成 23 年 7 月 29 日
建築物の計画通知（確認）	建築基準法第 18 条第 1 項 （第 6 条第 1 項）	平成 24 年 10 月 17 日（6 街区） 平成 25 年 2 月 28 日（5, 7 街区）
建築物の計画通知（検査）	建築基準法第 18 条第 18 項（5 街区） 建築基準法第 7 条第 5 項（6, 7 街区）	平成 28 年 12 月 28 日 （5, 6, 7 街区）
建築物の確認	建築基準法第 6 条第 1 項 （ガソリンスタンド）	平成 28 年 8 月 4 日
建築物の確認（検査）	建築基準法第 7 条の 2 第 5 項 （ガソリンスタンド）	平成 28 年 11 月 9 日
建築物の確認	建築基準法第 6 条第 1 項 （千客万来施設 駐車場棟）	令和 1 年 8 月 30 日
建築物の確認	建築基準法第 6 条の 2 第 1 項 （場外マルシェ）	令和 1 年 7 月 12 日
建築物の確認（検査）	建築基準法第 7 条の 2 第 5 項 （場外マルシェ）	令和 1 年 12 月 20 日
建築物の確認（検査）	建築基準法第 7 条の 2 第 5 項 （千客万来施設 駐車場棟）	令和 2 年 6 月 11 日

変更後

表 4-3(1) 事後調査報告書の時期及びその内容

[illegible]

注1) 報告名の提出時期は、表中の通りであるが、予選結果入賞者(初選)と状況が同等された場合や、当時、予選を脱している選手について報告があった場合は満期報告とする。

変更前

表 4-3(2) 事後調査報告書の時期及びその内容

[illegible]

凡例④：調査時点、……：調査内の代りまたは日に実施する調査。→：報告、→→：報告書作成
注1）報告書の提出時期は、表中のとおりであるが、予測結果と大きく相違した状況が確認された場合や、常時一定監視している項目について異変があった場合は適宜報告する。

変更後

表 4-4(1) 事後調査報告書の提出時期及びその内容

[illegible]

凡例 ●:調査時点、……:期間内の代表的な日に実施する調査、—:随時/複数回調査、└→:報告、⇒:報告書作成

注1) 報告書の提出時期は、表中のとおりであるが、予測結果と大きく相違した状況が確認された場合や、常時・定期監視している項目について異常があった場合は適宜報告する。

注2)千客万来施設2の計画が未定であるため、今後、明らかになった段階で報告する。

变更前

凡例 ●：調査時点、……：期間内の代表的日に実施する調査、—：随時/複数回調査、↳：報告、⇒：報告書作成
注1) ※の工事工程は今後、契約状況により変更となることがある。
注2) 報告書の提出時期は、表中のとおりであるが、予測結果と大きく相違した状況が確認された場合や、常時、定期監視している項目について異常があった場合は適宜報告する。
注3) 千客万方施設2の計画が未定であるため、今後、明らかになった段階で報告する。

